

## 第 5 章

# 消費者行政の総合的・効果的推進

推進計画において、3つの目標を柱に構成する92の施策は、庁内各部局の広範にわたっています。これらの施策を計画的に推進し、実効性を高めるためには、関係部局との連携を強化していくことが必要です。また、消費者問題が複雑・多様化している中で、施策の所管部局を超えた対応も考えられることから、新たな推進体制を整備します。

さらに、消費者被害の救済や未然防止対策などは、住民に身近な市町村の果たす役割が大きいため、県は市町村との連携を密にし、一体となって取り組む体制を整備します。

一方、国の消費者行政を一元的に推進する消費者庁においては、地方との連携の強化に向けた取組を進めており、本県としても積極的に対応していくとともに、他の都道府県や国の出先機関、消費者団体等とも情報交換を行い、消費者行政を効果的に推進します。

### 1 県の推進体制の整備

- 「愛知県消費者行政推進会議（仮称）」を新たに設置し、計画に位置づけられている事業を所管する関係課室と連携を図り、消費者行政に関する施策を総合的、計画的に推進します。

### 2 市町村との連携

- 「愛知県消費者行政連絡協議会」（仮称）を新たに設置し、情報の共有に努めるとともに、適切な役割分担のもとで緊密な連携を図り、相談窓口の開設・拡充等を促進します。

### 3 国・他の都道府県との連携

- 国は、消費者を主役とする社会の実現に向けて、消費者庁の設置とともに、新たな施策の展開に取り組んでいますが、その中で、地方消費者行政の充実・強化は重要な課題と位置づけられています。本県の消費者行政の推進にあたっては、消費者庁を始めとする関係省庁と連携し、効果的な施策を展開していきます。
- 消費者安全法の施行に伴い、「消費者事故等連絡会議」を設置し、消費者事故等を消費者庁へ通知し、また、「消費者被害対策チーム」を設置して、消費者庁から委任のあった事業所への立入調査等を実施し、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めます。
- 個別の施策の実施にあたって、情報の収集や広域的な対応が求められるものについては、関係する国の機関、他の都道府県と連携し、効率的・効果的に推進します。

#### 4 消費者団体等との連携

- 消費者の利益や権利を守り、向上させることなどを目的として活動する消費者団体は、本県の消費者行政の推進に大きな役割を担っています。県は、消費者団体を育成するとともに、これらの団体と連携を図り、消費者行政を効果的、効率的に推進します。

# 愛知県消費者行政推進計画の推進イメージ

